

- 厚生労働省は、令和3年8月27日に開催した「医療従事者の需給に関する検討会 第39回医師需給分科会」での大学医学部定員等に関する議論を踏まえ、10月13日に「**医学部入学定員の臨時定員の枠組みについては、令和5年度末まで1年間延長することとする**」旨の医政局長通知を发出。
- これに加え同検討会では、新たに「**感染症対応も含め総合診療科、救急救命科、内科等、社会的なニーズに対応する枠（診療科指定の地域枠）の設定**」についても議論されている。

<本県におけるこれまでの経過>

令和3年度 → 1 臨時定員を地域枠として8名分設定する（県内出身者8名）  
2 当該8名分の枠は県医師修学資金の貸与を必須とする別枠の定員枠とする。

医学部医学科(113名)	
105	8
一般枠	地域枠
本来の定員	臨時定員
105	8

臨時定員復活（+8）

※県医師修学資金の貸与を必須とする地域枠

【申請中】

令和4年度 → 1 臨時定員を地域枠として8名分設定する（県内出身者8名）  
2 当該8名分の枠は県医師修学資金の貸与を必須とする別枠の定員枠とする。

医学部医学科(113名)	
105	8
一般枠	地域枠
本来の定員	臨時定員
105	8

臨時定員継続（+8）

※県医師修学資金の貸与を必須とする地域枠

対応方針

令和5年度

医師少数県からの脱却を図るためにも、引き続き、地域枠による臨時定員の設定に向け、山形大学医学部と調整を進めていく。なお、社会的ニーズに対応した診療科指定の地域枠については、国における検討状況を注視し、関係機関と連携し対応を検討する。